

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small; margin: 0;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目 次

告 示	ページ
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (5件) (")	2
○告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (5件) (")	4

告 示

高知県告示第341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
207-79-201	川奥口谷	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-031 a	影地谷川（1）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-031 b	影地谷川（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-034	千代岡谷	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-036	石神谷川	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	土石流

207-85-041 c	板谷（3）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-042	日地谷川	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-247	サコヤ谷	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-252	川原谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-261	立目谷	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-263	とうどう谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-265	馬路エブチ谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-502 b	横川谷（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-503	川日ノ谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-510 b	河内谷（2）	四万十市敷地（別紙図面のとおりに）	土石流
207-89-032	沢の峠川南谷（3）	四万十市古津賀（別紙図面のとおりに）	土石流
207-99-002	河内谷（3）	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	土石流
423-86-226	灘（3）	幡多郡黒潮町灘（別紙図面のとおりに）	土石流
426-71-201	論田山谷川	四万十市西土佐中家地（別紙図面のとおりに）	土石流
426-78-001	黒尊川	四万十市西土佐奥屋内（別紙図面のとおりに）	土石流

426-78-205	キノウ谷（1）	四万十市西土佐奥屋内（別紙図面のとおりに）	土石流
426-78-212	大宮（1）	四万十市西土佐大宮（別紙図面のとおりに）	土石流
426-78-213	上足川（1）	四万十市西土佐大宮（別紙図面のとおりに）	土石流
I-3582	岩田西	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
I-3587	瀬々谷（1）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
I-3590	ニラガ谷	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
I-3591	石神谷	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
I-3592	若藤	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
I-3594	板ノ川	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
I-3595	板ノ川中	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
I-3606	今成（1）	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
II-7116	灘（2）	幡多郡黒潮町灘（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
II-7514	岩田（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
II-7515	日地（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに
II-7517	瓦谷（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面のとおりに

II-7524	瀬々谷 (5)	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7526	瀬々谷 (7)	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7527	瀬々谷 (8)	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7528	瀬々谷 (9)	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7529	瀬々谷 (10)	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7530	若藤北	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7532	口鴨川 (2)	四万十市口鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7534	口鴨川 (4)	四万十市口鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7537	中鴨川 (3)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7538	中鴨川 (4)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7540	城ノ川	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7541	宿奈路 (1)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7542	宿奈路 (2)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7543	宿奈路 (3)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7544	宿奈路 (4)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-7548	大津江 又(1)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7550	小袴西 (1)	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7551	小袴	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7554	麻生谷	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7558	佐田本 村	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7562	今成上 (1)	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-336	瓦 谷 (3)	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV - 207031	川奥口 (3)	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV - 207032	ジュザ ケサコ (2)	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成19年11月2日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
207-89 -032	沢の峠 川南谷	四万十市古津賀（別紙図面のとおりに）	土石流

(3)

高知県告示第343号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成20年10月31日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
207-85 -510 b	河内谷 (2)	四万十市敷地（別紙図面のとおりに）	土石流
207-79 -201	川奥口 谷	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -031 a	影地谷 川(1)	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -031 b	影地谷 川(2)	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -034	千代岡 谷	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -036	石神谷 川	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -041 c	板 谷 (3)	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -042	日地谷 川	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -247	サコヤ 谷	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85 -252	川原谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流

207-85-261	立目谷	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-263	とうどう谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-265	馬路エブチ谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-502b	横川谷（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-85-503	川日ノ谷	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	土石流
207-99-002	河内谷（3）	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	土石流
I-3582	岩田西	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
I-3587	瀬々谷（1）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
I-3590	ニラガ谷	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
I-3591	石神谷	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
I-3592	若藤	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
I-3594	板ノ川	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
I-3595	板ノ川中	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
I-3606	今成（1）	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7514	岩田（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面

II-7515	日地（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7517	瓦谷（2）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7524	瀬々谷（5）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7526	瀬々谷（7）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7527	瀬々谷（8）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7528	瀬々谷（9）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7529	瀬々谷（10）	四万十市利岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7530	若藤北	四万十市若藤（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7532	口鴨川（2）	四万十市口鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7534	口鴨川（4）	四万十市口鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7537	中鴨川（3）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7538	中鴨川（4）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7540	城ノ川	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7541	宿奈路（1）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7542	宿奈路（2）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面

II-7543	宿奈路（3）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7544	宿奈路（4）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7548	大津江又（1）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7550	小袴西（1）	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7551	小袴	四万十市板ノ川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7554	麻生谷	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7558	佐田本村	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
II-7562	今成上（1）	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
III-336	瓦谷（3）	四万十市岩田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
IV-207031	川奥口（3）	四万十市奥鴨川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面
IV-207032	ジュザケサコ（2）	四万十市佐田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊面

高知県告示第344号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成25年12月27日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
426-78-205	キノウ谷(1)	四万十市西土佐奥屋内(別紙図面のとお)	土石流

高知県告示第345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成31年4月16日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
423-86-226	灘(3)	幡多郡黒潮町灘(別紙図面のとお)	土石流
II-7116	灘(2)	幡多郡黒潮町灘(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第346号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき令和元年5月21日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
426-71-201	論田山谷川	四万十市西土佐中家地(別紙図面のとお)	土石流
426-78	黒尊川	四万十市西土佐奥屋内	土石流

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-001		(別紙図面のとお)	
426-78-212	大宮(1)	四万十市西土佐大宮(別紙図面のとお)	土石流
426-78-213	上足川(1)	四万十市西土佐大宮(別紙図面のとお)	土石流

高知県告示第347号

平成19年11月高知県告示第703号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

表の207-89-032の項を削る。

高知県告示第348号

平成20年10月高知県告示第665号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

表の207-85-510 bの項、207-79-201の項、207-85-031 aの項、207-85-031 bの項、207-85-034の項、207-85-036の項、207-85-041 cの項、207-85-042の項、207-85-247の項、207-85-252の項、207-85-261の項、207-85-263の項、207-85-265の項、207-85-502 bの項、207-85-503の項、207-99-002の項、I-3582の項、I-3587の項、I-3590の項、I-3591の項、I-3592の項、I-3594の項、I-3595の項、I-3606の項、II-7514の項、II-7515の項、II-7517の項、II-7524の項、II-7526の項、II-7527の項、II-7528の項、II-7529の項、II-7530の項、II-7532の項、II-7534の項、II-7537の項、II-7538の項、II-7540の項、II-7541の項、II-7542の項、II-7543の項、II-7544の項、II-7548の項、II-7550の項、II-7551の項、II-7554の項、II-7558の項、II-7562の項、III-336の項、IV-207031の項及びIV-207032の項を削る。

高知県告示第349号

平成25年12月高知県告示第761号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

表の426-78-205の項を削る。

高知県告示第350号

平成31年4月高知県告示第262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

表の423-86-226の項及びII-7116の項を削る。

高知県告示第351号

令和元年5月高知県告示第81号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

表の426-71-201の項、426-78-001の項、426-78-212の項及び426-78-213の項を削る。